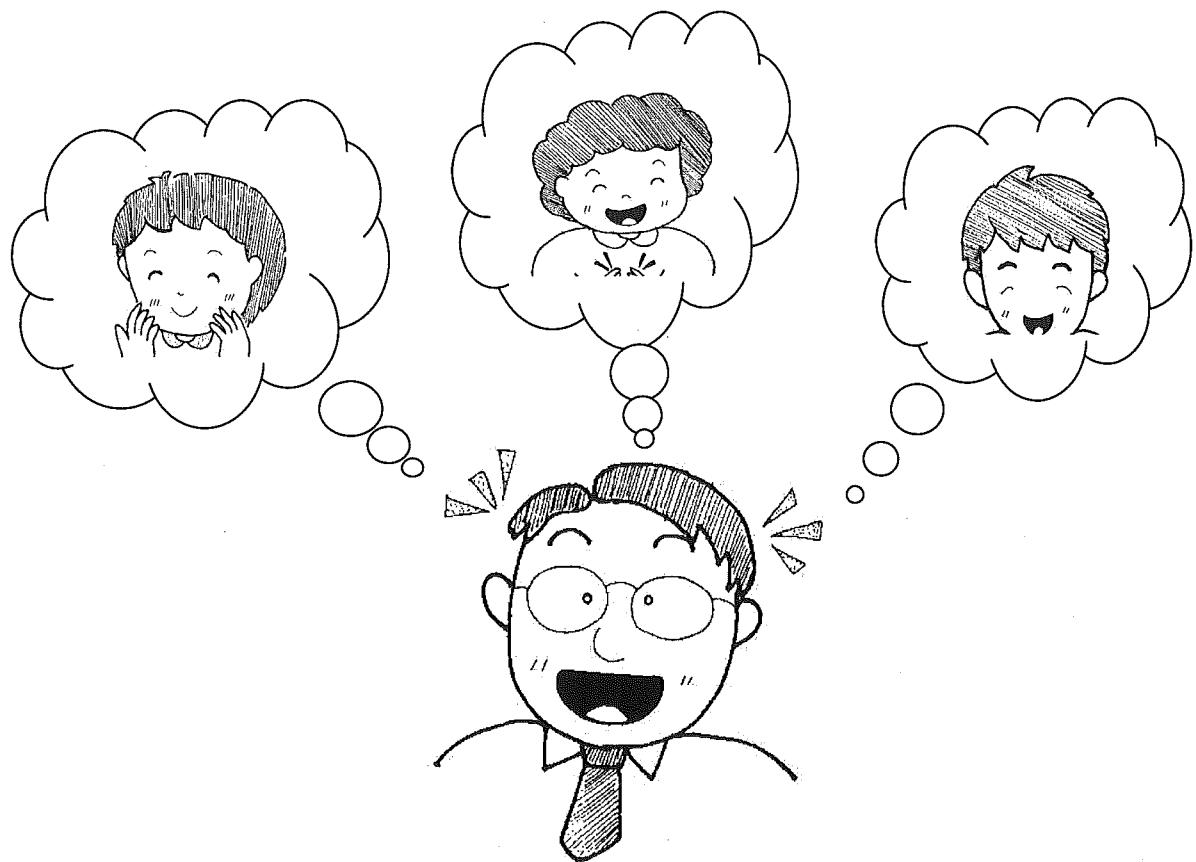


特別支援教育

ハンドブック No. 1



平成19年3月
広島県教育委員会

はじめに

国においては、平成18年12月に教育基本法が改正され、その第4条第2項に「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。」と規定されました。また、盲・ろう・養護学校から特別支援学校に転換すること等を内容とした学校教育法等の一部を改正する法律が、平成19年4月1日に施行されます。

特別支援学校は、在籍する児童生徒等の一人一人のニーズに応じた教育を行うとともに、小・中学校等の障害のある児童生徒等の教育への助言・援助を行うことが求められています。また、小・中学校等においては、LD, ADHD等を含む障害のある児童生徒等に対する適切な教育を行う必要があります。これらのことを行うためには、特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上が不可欠です。

広島県教育委員会では、特別支援教育の専門性に基づく授業改善を図るとともに、児童生徒等の能力や可能性を最大限に伸ばす教育の充実を目指しています。そこで、特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上を図るため、平成18年2月に「盲・ろう・養護学校授業改善ハンドブック」を作成し、盲・ろう・養護学校並びに市町立小・中学校に配布しました。そして、このたび、平成18年度から実施している「特別支援教育充実事業」における「特別支援教育授業改善推進事業」の一環として、本ハンドブックを作成しました。

本ハンドブックは、初めて小・中学校の通常の学級におけるLD, ADHD等を含む障害のある児童生徒の教育、通級による指導、特別支援学級における障害のある児童生徒の教育、そして、特別支援学校における各障害種に対応した教育に携わる先生方に対して基礎的・基本的事項を示すことをとおして、幼児児童生徒への教育をより充実することを目的として作成しました。

本ハンドブックの活用により、特別支援教育や障害に対する理解が深まるとともに、一人一人の障害の状態等に応じた支援が一層促進され、広島県の特別支援教育が充実することを心から期待しています。

平成19年3月

広島県教育委員会

目 次

- (問 1) 障害児教育から特別支援教育へ何がどう変わるのでですか。 ······ 1
- (問 2) 障害のある子どもの就学の手続きなどは変わるのでですか。 ······ 2
- (問 3) 特別支援教育を充実するために、学校では何から始めたら
よいのですか。 ······ 3
- (問 4) 実態把握（アセスメント）はどのように行えばよいのですか。 ··· 5
- (問 5) 特別支援学校や特別支援学級、通級による指導の教育課程は
どうなっていますか。 ······ 7
- (問 6) 「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」は何がどう
違いますか。また、作成するに当たってどのようなことに
気を付けるとよいのですか。 ······ 10
- (問 7) 学習指導案を作成するときには、どのようなことに気を
付けるとよいのですか。 ······ 11
- (問 8) 障害の特性に応じてどのような配慮が必要ですか。 ······ 12
- (問 9) 個に応じた授業づくりを進めるためには、どのようなこと
に気を付けるとよいのですか。 ······ 14
- (問 10) 特別支援学級で使用する教科書の選定・採択に当たっては、
どのようなことに気を付けるとよいのですか。 ······ 16
- 引用・参考文献 ······ 18

※ 各問においては、その回答に加えて、「留意事項」「実践紹介」「引用・参考文献」を示しています。

なお、(問1)(問4)(問6)(問9)の実践紹介における学校名は、次のとおりです。

平成18年度までの学校名	平成19年度以降の学校名	関連する(問)
盲学校	広島中央特別支援学校	1, 4
広島ろう学校	広島南特別支援学校	1
広島養護学校	広島特別支援学校	1, 9
呉養護学校	呉特別支援学校	1
広島北養護学校	広島北特別支援学校	1, 6

(問1) 障害児教育から特別支援教育へ何がどう変わるのでですか。

これまでの障害児教育は、制度上、盲・ろう・養護学校、小・中学校の障害児学級及び通級による指導において行われてきました。

この度の学校教育法の一部改正（以下「法改正」という。）により、大きく次の3点が変わります。

- ① 障害種別に設置されている盲学校、ろう学校、養護学校が障害種別を超えた特別支援学校に一本化されます。
- ② 障害児教育の対象に加え、小・中学校の通常の学級に在籍するLD、ADHD等の障害のある児童生徒が特別支援教育の対象となります。
- ③ ②と同様に、幼稚園及び高等学校における障害のある幼児生徒が特別支援教育の対象となります。

通級による指導とは

小・中学校の通常の学級に在籍する軽度の障害のある児童生徒に対して、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら障害の状態に応じた特別な指導（自立活動及び教科指導の補充）を特別な場（いわゆる通級指導教室）で行う教育形態です。

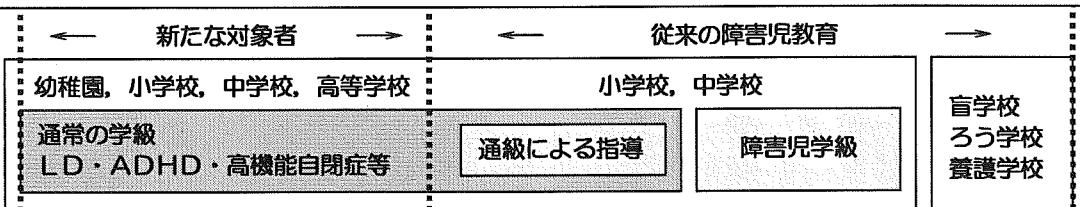


図1 特別支援教育の対象の概念図

※ 学齢児童生徒の他、幼稚園や高等学校に在籍する障害のある者についても特別支援教育の対象。

また、盲・ろう・養護学校においては、これまで学校や家庭の要請等により、障害のある児童生徒及びその保護者に対して教育相談を行うなど、地域における障害児教育に関する相談のセンターとしての役割を果たすよう取り組んできましたが、法改正により、特別支援学校のセンター的機能が明確に規定されました。

さらに、法改正により、「盲者」「聾者」を「視覚障害者」「聴覚障害者」、「欠陥を補う」を「生活上又は学習上の困難を克服するために必要な自立を図る」、「心身の故障」を「障害」、「特殊学級」を「特別支援学級」とするなど、用語も改正されました。

実践紹介：特別支援学校のセンター的機能

広島県では、平成15年度から県立の盲・ろう・養護学校に専任の教育相談主任を順次配置し、小・中学校等の要請に応じた支援を行うなどのセンター的機能の充実を図ってきました。（平成19年度配置校：広島中央特別支援学校、広島南特別支援学校、広島特別支援学校、呉特別支援学校、広島北特別支援学校）。

例えば、広島南特別支援学校では、医療機関や福祉機関と連携を図りながら乳幼児に対して聴力測定や心理発達検査等の実態把握を行うなど、早期からの相談支援を行っています。また、小・中学校等の教員等を対象に発音・発語指導などに関する公開講座を実施するなど、センター的機能の充実に努めています。

(問2) 障害のある子どもの就学の手続きなどは変わるのでですか。

特別支援学校、小・中学校の特別支援学級、通級による指導の対象となる障害の種類と程度、就学の手続きは法令や通知で示されていますが、この度の法改正による変更はありません。なお、学校教育法施行令の一部改正により、障害のある児童の就学先決定時における保護者からの意見聴取が義務付けられる予定です。

留意事項① 通級による指導対象者の判断

学校教育法施行規則が一部改正され、平成18年4月1日からLD、ADHDの児童生徒が通級による指導の対象となりました。児童生徒が通級による指導の対象となるLD、ADHDに該当するか否かの判断に当たっては、教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うことが必要です。

また、LD又はADHDの児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やチーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意することが必要です。

留意事項② 個人情報の取扱い

市町教育委員会が適切な就学指導を行うためには、市町教育委員会は、就学予定者の障害の状態等に関する情報を収集し、就学指導委員会等において専門家の意見を聞くことや保護者の意見を聞くことが必要です。

情報収集に当たっては、各地方公共団体が定める個人情報保護条例等の規定に基づき、適正な取扱いをすることが求められます。個人情報の取扱いにおいては、本人（保護者）に対してその利用目的を明確にし、本人（保護者）の同意に基づいて収集・提供することが原則とされますが、市町教育委員会がどのような機関から情報を収集するのかによって、例外が適用されたり制限の受け方等が異なったりする場合があります。

表1 特別支援学校の就学基準（学校教育法施行令第22条の3）

対象者	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聽力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することができないもの又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

※ 特別支援学級の対象者は、知的障害者、肢体不自由者、病弱・身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障害者、情緒障害者です。通級による指導の対象者は、言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者、肢体不自由者、病弱・身体虚弱者です。特別支援学級及び通級による指導の対象者の障害の程度は、文部科学省の通知で示されています。

参考文献

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「就学指導資料」平成14年

広島県教育委員会「平成18年度版就学指導の手引」平成18年

広島県教育委員会「障害のある子どもと保護者のための教育相談ガイドブック」平成18年

(問3) 特別支援教育を充実するために、学校では何から始めたらよいですか。

特別支援教育は、障害のある児童生徒に対して一人の教師が取り組むものではなく、学校の全教職員が組織として取り組むものです。

そこで、まず、学校は障害のある児童生徒への指導を学級担任任せにするのではなく、校長が特別支援教育についての基本的な考え方や方針を学校経営計画に明確に示し、全教職員が協力し合い、学校全体として組織的、計画的に進めることができます。

次に、全教職員が一つの方向性をもって計画的に推進していくために、特別支援教育に係る推進計画を作成します。推進計画の内容としては、例えば次のようなものがあります。

- 特別支援教育の推進目標
- 校内支援体制
- 研修及び会議等の年間計画

学校評価システムを活用した特別支援教育の充実

文部科学省が平成18年3月に策定した「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」において、評価の項目、指標の例として、「特別支援教育」を挙げています。

具体的には、「障害のある児童生徒に対する適切な指導及び必要な支援がなされたかどうかを評価する」とこととしており、評価指標として、「校内支援体制の整備状況」「交流及び共同学習の実施状況」「個別の指導計画及び教育支援計画の作成状況」「医療、福祉等の関係機関との連携状況」を例示しています。

各学校においては、学校評価システムを活用した特別支援教育の充実が期待されています。

(1) 校内支援体制

校内支援体制を確立するためには、次のような取組みが有効です。

- 校内委員会での支援の検討（留意事項①）
- 特別支援教育コーディネーターによる連絡・調整（留意事項②）
- 専門家（巡回相談員等）の活用（留意事項③）
- 個別の教育支援計画に基づく支援の実施（留意事項④）

留意事項①

校内委員会を効果的に機能させるために、学校の規模などの実態に応じて、既存の校内組織を活用しながら適切な設置の仕方を選びます。そして、障害のある児童生徒一人一人について定期的に話し合う時間及び場を確保することが大切です。

留意事項②

特別支援教育コーディネーターによる連絡・調整を円滑に行うためには、校内組織図の中に特別支援教育コーディネーターの位置付けを明確に示しておくことや学校要覧や学校通信等に誰が特別支援教育コーディネーターであるかを示しておくことが有効です。

留意事項③、留意事項④

支援方法や支援体制の検討を行ったり、個別の教育支援計画を作成したりする際は、専門家の助言を得ることが有効です。また、個別の教育支援計画は専門家の助言や関係機関との連携をとおして作成するとともに、校内での支援において活用するだけでなく、個人情報の取扱いに留意した上で、学校間や関係機関との連携において活用します。

(2) 研修及び会議等の年間計画

特別支援教育コーディネーターは研修及び会議等の年間計画の立案に当たって、研究主任等と連携し、校内研修や校内委員会の開催等の調整をします。年間の研修及び会議計画を作成することで、一年間を見通した特別支援教育の推進、特に定期的な校内委員会の開催が可能になります。その結果、学級担任だけの考え方で支援を行うことなく、全教職員で障害のある児童生徒一人一人を支援していく体制整備が図られます。

実践紹介：学校全体で取り組む特別支援教育

神石高原町立油木小学校（平成18年度特別支援教育授業改善推進事業 研究指定校）

特別支援教育全体計画を作成するとともに、校内委員会の設置に向けて、次に示す目的や役割等を全教職員に示し、今年度の取組みについて確認しています。

○ 校内委員会の目的

特別な教育的ニーズをもつ児童のニーズを把握し、その支援の在り方を検討し、学校全体で支援を行うことができるようとする。

○ 校内委員会の役割

- ・学習面や行動面で特別な教育的支援が必要な児童に早期に気づく。
- ・特別な教育的支援が必要な児童の実態把握を行い、学級担任の指導への支援方策を具体化する。（ケース会議）
- ・保護者や関係機関と連携して、特別な教育的支援が必要な児童の個別の教育支援計画を作成する。
- ・校内関係者と連携して、特別な教育的支援が

必要な児童の個別の指導計画を作成する。

・特別な教育的支援が必要な児童の指導とその保護者との連携について全教職員の共通理解を図る。また、そのための校内研修を推進する。等

○ 流れ

- ・困難や問題への気づき

↓ 実態把握

↓ 支援の方針（ケース会議）

↓ 個別の教育支援計画・個別の指導計画作成

↓ 指導・支援（担任・子どもに関わる全教職員）

↓ ↑

- ・指導・支援に関する評価（担任・子どもに関わる全教職員）

吳市立片山中学校（平成18年度特別支援教育授業改善推進事業 研究指定校）

特別支援教育に係る生徒支援体制づくりのために、まず、個々のニーズの把握のための視点として「発達上の課題」「生活習慣上の課題」「保護者からの情報」「小学校との連携」を設定しています。

次に、支援の流れとして、

○第一段階：支援を必要とする生徒の情報交換・決定、保護者との連携等

○第二段階：特別支援教育推進委員会により、支援計画の作成、校内の役割分担の決定、保護者・専門機関等との連携、教職員の共通理解を図っています。

広島県尾道南高等学校（平成18年度文部科学省委嘱事業「特別支援教育体制推進事業」実施校）

学校経営計画のミッションの中に「多様な生徒のニーズに対応する学びの場の創造」を挙げ、特別の支援を必要とする生徒に対して組織的に対応しています。

具体的には、総括主任を特別支援教育コーディネーターに指名し、ケース会議を行う支援チーム会議を実施しています。また、教育委員会が実施する研修会への参加や巡回相談員の助言により、教員が共に考え合う体制が整備されるとともに専門性が高まるなどの成果が表れています。

引用・参考文献

文部科学省「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」平成16年

文部科学省「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」平成18年

広島県教育委員会「一人一人が輝くために 小・中学校における障害のある児童生徒のための支援体制づくり」平成18年

神石高原町立油木小学校「平成18年度特別支援教育授業改善推進事業のまとめ」平成19年

吳市立片山中学校「平成18年度広島県特別支援教育授業改善 公開研究会研究紀要」平成19年

(問4) 実態把握（アセスメント）はどのように行えばよいのですか。

（1） 実態把握（アセスメント）の考え方

障害のある幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた授業を実施するためには、個々の障害の状態及び発達段階や特性を的確に把握することが重要となります。

吉備国際大学の藤田和弘（2004）は、アセスメントの概念を図2のように示し、「アトイは子どもに関する情報を収集する作業であり、測定はアに相当し主に検査法を用いて、イの質的情報は主に行動観察法や面接法を用いて、これを達成する訳である。ウは、アトイで得られた子どもに関する客観的情報を意味づけ解釈する作業であって、指導に役立つアセスメントを行うために不可欠なものである。」と説明しています。

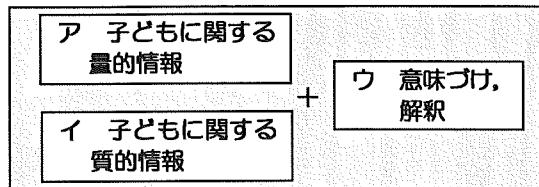


図2 アセスメントの概念（藤田和弘, 2004）

このように、実態把握（アセスメント）とは、様々な方法で情報を集めることだけではなく、それらの情報の意味を考えたり解釈したりしながら総合的に状態を捉えていくことを含んでいます。

（2） 実態把握（アセスメント）の方法

実態把握（アセスメント）の方法は様々ありますが、ここでは三つに整理して紹介します。

ア 面接法（聞き取り）

保護者や本人、関係者から直接的に情報収集する方法です。

相手との関係をつくりながら、傾聴・共感・受容といった態度で聞いていきます。「子どもを十分に伸ばすために、お互いに協力し合いましょう。」という姿勢が大切です。

イ 行動観察法

対象となる幼児児童生徒の行動を観察し、その記録を分析する方法です。

行動観察では、できるだけ客観的な記録をとることが大切です。留意点としては、観察の視点を明確にすること、その時の周囲の反応も観察すること、場合によつては頻度や間隔に着目すること等が挙げられます。

ウ 検査法

標準化された検査を通して、客観的なデータを収集し、障害の状態及び発達段階や特性を明らかにする方法です。視力検査、聴力検査、運動能力検査、知能検査、社会生活能力検査等、様々な検査があります。身長や体重などの測定とは異

なり、知能や発達段階のように直接測定することができないものを心理学的方法論に基づいて測定する検査を心理検査と言います。心理検査には、質問紙法のように児童生徒を熟知した者が観察から得た知識から検査するものと、直接質問したり道具等で反応を見たりしながら検査するものがあります（表2）。

表2 心理検査の例

発達検査	<input type="radio"/> 遠城寺式乳幼児分析的発達検査 <input type="radio"/> ポーテージ乳幼児教育プログラムチェックリスト
知能検査	<input type="radio"/> 田中ビナー知能検査 <input type="radio"/> WISC-III知能検査 <input type="radio"/> K-ABC心理・教育アセスメントパッティー <input type="radio"/> 教研式ピクチュア・ブロック知能検査(PBT)
言語に関する検査	<input type="radio"/> ITPA言語学習能力診断検査 <input type="radio"/> 絵画語り発達検査(PVT)
社会性に関する検査	<input type="radio"/> 新版S-M社会生活能力検査 <input type="radio"/> 精研式CLAC-II, III
運動に関する検査	<input type="radio"/> ムーブメント教育プログラムアセスメント(MEPA)
その他	<input type="radio"/> フロスティング視知覚発達検査

参考：辻誠一（2003）

実践紹介：実態把握に基づいた指導の工夫

視力に配慮した教材・教具の提示

知的障害と肢体不自由を併せもつ児童への指導の工夫において、それまでは、姿勢に関する事や身体の動きに関する事を中心て実態把握をしてきました。しかし、視力に関しては、一般的なランドルト環による検査法では測定できないため、当該児童がどの程度見えているのかわからない状況にあり、教材を提示する際も試行錯誤の状態が続きました。

そこで、盲学校と連携し、縞指標を用いる検査法のTAC (Teller Acuity Cards : テラーアキュティカード) による検査法で測定してもらった結果、初めて視力を測定することができました。

この結果から、従来の絵本やカード等を提示していた距離では分かりにくかったことが明らかになりました。提示物との距離を配慮することができ、学習の効果を上げることができました。

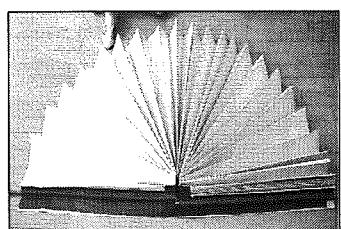
認知の特性に配慮した教材・教具の開発、指導の工夫

知的障害のある児童の指導において、その児童の得意な認知の仕方を生かした教材・教具の工夫を考えました。K-ABC や WISC-III による検査の結果、認知の特性として繰次処理よりも同時処理が得意であること、視覚的な記憶や機械的な処理能力が高いことが分かりました。

これらの結果から、教材・教具の工夫の観点として、具体的な操作ができる活動への意欲を継続しやすいこと、視覚的手がかりを重視すること等を考えました。また、指導に当たっては、具体物の操作などの活動の時間を十分に確保しました。さらに、見通しをもち安心して授業に臨むことができるよう、導入時に学習の流れ図を提示したり、学習の流れをほぼ一定にしたりしました。

このように児童の認知の特性を生かした教材・教具を開発したり、指導の工夫をしたりすることを繰り返すことにより学習意欲の向上や学習内容の理解が効果的に図られました。

出典：大川幸雄（平成17年）



角度マシーン：角の大きさは2つの辺の開き具合であることを理解させる。

引用・参考文献

藤田和弘「アセスメント再考」『LD & ADHD №10』明治図書、2004、pp.6-7

辻誠一「特別支援教育のコツと技」2003、日本文化科学社 pp.62-72

大川幸雄「知的障害児の主体的に学習に取り組む意欲を高める指導の在り方 — 得意な能力を生かすことのできる教材教具の工夫を通して —」広島県立教育センター、平成17年、平成17年度（前期）教員長期研修研修発表会資料

(問5) 特別支援学校や特別支援学級、通級による指導の教育課程はどうなっていますか。

(1) 特別支援学校の教育課程

特別支援学校の教育課程は、教育課程に関する法令に従い、各教科、道徳、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間についてそれらの目標やねらいを実現するよう学年や障害の状態、発達段階等に応じ、教育の内容を授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画であると言えます。

特別支援学校の教育課程は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずるとともに、障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服するために「自立活動」という特別の領域を設けています(図3)。

また、複数の障害を併せもち、学習が著しく困難な児童生徒については、自立活動を中心とした教育課程を編成したり、訪問教育(障害のため通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対して、教員を派遣して教育を行うこと)の教育課程を編成したりすることができます。

さらに、知的障害のある児童生徒については、領域・教科を合わせた指導を中心とするなどの知的障害者を教育する特別支援学校の教育課程があります。

各教科	道徳	特別活動	※	自立活動	総合的な学習の時間
-----	----	------	---	------	-----------

図3 特別支援学校の教育課程(中学部)
※ 「健康の保持」「心理的な安定」「環境の把握」「身体の動き」「コミュニケーション」という5つの区分と22の項目からなっています。

知的障害者を教育する特別支援学校の小学部又は中学部の教育課程

小学校又は中学校の教育課程と比較すると次の点が異なっています。

- 小学部には生活科が6年間にわたってあり、社会、理科、家庭の3教科がなく6教科で編成されている。また、総合的な学習の時間がない。
- 中学部には、中学校の「技術・家庭」に代わる教科として「職業・家庭」があり、「外国語」が選択教科とされている。
- 各教科等の内容は、学年毎又は2学年をまとめて示されているのではなく、小学部では1段階、2段階、3段階と概括的に示されている。
- 領域・教科を合わせた指導ができる。

知的障害者を教育する特別支援学校の小学部の教育課程

課程は、生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育、道徳、特別活動、自立活動で編成されます。

小学部の国語科の内容は、「聞く・話す」「読む」「書く」の三つの観点から構成されています。「書く」という観点には次のように示されています。
第1段階 いろいろな筆記用具を使って書くことに親しむ。

第2段階 文字を書くことに興味をもつ。

第3段階 簡単な語句や短い文を平仮名などで書く。

知的障害のある児童生徒の教育では、教科ごとに分けて指導を行うのではなく、各教科や領域の内容を合わせて指導する「領域・教科を合わせた指導」が効果的な場合が多くあります。

知的障害者を教育する特別支援学校では従前から「日常生活の指導」「遊びの指導」「生活単元学習」「作業学習」が実践されてきています。

(2) 特別支援学級の教育課程

特別支援学校の学習指導要領を参考に特別の教育課程を編成することができます。特に、知的障害のある児童生徒を指導する特別支援学級では、知的障害者を教育する特別支援学校の教育課程を参考にして、領域・教科を合わせた指導などができますが、総合的な学習の時間は設定しなければなりません。

留意事項① 各教科等の取扱い

小学校の知的障害のある児童を指導する特別支援学級では、各教科を小学校の9教科で編成することもできるし、知的障害者を教育する特別支援学校の6教科で編成することもできます。

知的障害者を教育する特別支援学校の生活科の内容の中には、知的障害の程度が比較的軽い児童が高学年段階に達した場合でも必要なものが少くないことを考慮すると、6教科で編成するとともに、より指導の効果を高めるために領域・教科を合わせた指導を行う方が、児童の実態に即した教育課程の編成になります。領域・教科を合わせた指導を行うとともに、社会や理科、家庭も同時に編成するということは、知的障害者を教育する場合の教育課程として一般的とは言えません。

留意事項② 道徳及び自立活動の取扱い

知的障害のある児童生徒を指導する特別支援学級では、児童生徒の特性等を考慮すれば、道徳及び自立活動の指導は道徳の時間における指導及び自立活動の時間における指導よりも、領域・教科を合わせた指導による方が児童生徒の実態に即した指導と言えます。

なお、道徳の指導では、領域・教科を合わせた指導の指導計画を作成する際に道徳の内容が適切に含まれるようにし、全体として道徳教育の目標が達成されるよう配慮する必要があります。

また、自立活動の指導では、自立活動の時間を設けて指導する、しないに関わらず、個々の児童生徒に必要な自立活動の内容を個別の指導計画において明らかにしておくことが必要です。

留意事項③ 交流教育の実施

交流教育は、緻密な計画の下に個々の児童生徒への配慮が十分なされた上で実施する必要があります。

また、実施に際しては、特別支援学級と通常の学級のそれぞれの教育課程を尊重し、それぞれの教育課程を一層充実したり補完したりするための指導目標及び指導内容の設定が大切です。

交流教育の実施に係る授業時数は、適切な指導目標や指導内容の設定、当該特別支援学級の児童生徒の時間割・指導体制等を踏まえて設定する必要があります。

特別支援学級の児童生徒が通常の学級の授業に参加することを多くすると、特別支援学級では、いつも何名かの児童生徒が不在という状態になり、特別支援学級における学習活動が成り立たなくなります。

交流教育を積極的に進めるということは、特別支援学級の児童生徒を通常の学級にできるだけ多くの時間参加させるということではありません。

児童生徒の実態に応じ、指導内容・方法を工夫するとともに、教師間の連携に努めましょう。



留意事項④ 中学校の特別支援学級担任教員の免許外教科の教授担任許可

中学校の特別支援学級において各教科を指導するに当たっては、当該教科の免許状が必要です。

当該教科の免許状を有しない者が指導するためには、「教育職員免許状に関する規則（昭和43年広島県教育委員会規則第12号）」及び「免許外教科の教授担任許可に関する審査基準（平成15年4月1日広島県教育委員会）」の規定に基づき、県教育委員会の許可を得る必要があります。

なお、次に該当する場合、免許外教科の教授担任許可は要しません。

- 教科を統合するなど、特別の教育課程を編成している場合
- 文部科学省の検定を受けた当該学年の教科用図書を使用せずに、他の適切な教科用図書を使用している場合
- T・T（チーム・ティーチング）による授業を実施するに当たり、補助的な役割として授業に参加する場合

留意事項⑤ 指導要録の記入

「入学時の障害の状態」については、転入学の児童生徒及び通常の学級に在籍していた児童生徒が特別支援学級に在籍することとなった場合についても記入する必要があります。

また、知的障害者を教育する特別支援学校の教育課程を参考にして、領域・教科を合わせた指導を行っている場合は、様式に示されているとおり、教科・領域別に記入します。

(3) 通級による指導の教育課程

通級による指導では、特別な教育課程を編成し、特別な指導（自立活動及び教科指導の補充）を教育課程に加えたり、一部に替えたりすることができます。自立活動を行う場合には特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施します。

授業時数は、LD及びADHDの児童生徒の場合は、年間10単位時間から280単位時間までを標準とし、それ以外の場合は年間35単位時間から280単位時間までを標準としています。

留意事項① 教科指導の補充の取扱い

教科指導の補充とは、障害の状態に応じた各教科の内容を補充するための特別の指導であり、単なる教科の学習の遅れを補充するための指導ではありません。

教科指導の補充の内容例：言語障害

- 国語
 - ・教科書の文章の音読に関し、的確な発音で、かつスムースに行うことができるようとする指導
 - ・教科書の文章をもとに、感想や意見、質問をまとめて話すことができるようとする指導
- 音楽
 - ・歌唱に関し、的確な発音で、かつスムースに行うことができるよう自信をもたせる指導

教科指導の補充の内容例：難聴

- 国語
 - ・新出語句の意味・用法を児童生徒の言語力に応じて的確に理解させ、定着させるための指導
 - ・教科書の文章の音読に関し、発音に留意しながらできるだけ正確に読むことができるようとする指導
- 音楽
 - ・歌唱、楽器の演奏に関して、補聴器を活用しながら、より適切に行うことができるようとする指導

教科指導の補充の内容例：弱視

- 国語
 - ・形が似かよった漢字や画数の多い漢字などを正確に書くことができるようとする指導
- 社会
 - ・複雑な地図を正確に読み取ることや白地図に正確に記入することができるようとする指導
- 算数
 - ・正確に作図することやグラフの目盛りを正確に読み取ることができるようとする指導
- 理科
 - ・野外観察、実験器具の取扱い、複雑な実験内容などの理解を補うための指導
- 図画工作
 - ・各種用具類の使い方や細かい作業を正確・安全に行うことができるようとする指導

留意事項② 指導要録の記入

通級による指導を受けている児童生徒の指導要録の記入については、様式「指導に関する記録」の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導の内容や結果等を記入します。

なお、指導要録の記入は、当該児童生徒が在籍している通常の学級の担任教員が、通級による指導を担当する教員が作成する通級による指導の記録に基づいて行います。

引用・参考文献

文部科学省「盲学校、聾学校及び養護学校教育要領・学習指導要領（平成11年3月）」改訂版、国立印刷局、平成16年

文部省「盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領（平成11年3月）解説 一各教科、道徳及び特別活動編一」東洋館出版社、平成11年

文部省特殊教育課内特殊教育研究会編著「通級による指導の手引 一解説とQ&A一」第一法規

(問6) 「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」は何がどう違いますか。
また、作成するに当たってどのようなことに気を付けるとよいのですか。

「個別の教育支援計画」は、障害のある児童生徒一人一人に対して、教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携し、乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫した支援を効果的に行うための長期的な計画です。

一方、「個別の指導計画」は、障害のある児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導を行うため教育課程を具体化したものであり、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ計画です。

「個別の教育支援計画」が乳幼児期から学校卒業後までを通じた長期的な計画であるのに対して、「個別の指導計画」は、目標を学期や学年ごとに設定するなど短期的な計画であるとも言えます。また、「個別の教育支援計画」を踏まえて「個別の指導計画」を作成・充実するという関係になります。

留意事項① 個人情報の取扱い

個別の教育支援計画及び個別の指導計画に記載の事項のうち、個人情報に該当するものを当該学校の教職員以外の者に提供するなどのことは、当該学校の設置者が定める個人情報の保護に関する条例（広島県では「広島県個人情報保護条例」）を制定しています。あらかじめこの点についての手続きを整理しておく必要があります。

なお、いずれの計画においても、保護者の参画による作成と実態把握（A : Assessment）・計画（P : Plan）・実施（D : Do）・評価（C : Check）・改善（A : Action）のAPDCAサイクルの充実が重要です。

留意事項② 保護者との連携

気になる行動を保護者に伝えても、保護者の理解が得られない場合があります。

その理由としては、気になる行動自体に気付かない場合や気付いていても「性格の問題」「周囲の子どものせい」と別の要因と考える場合、また、障害を認めたくない場合等が考えられます。

このような場合、保護者の気持ちや置かれている状況を一緒に考えて考え、保護者に寄り添って話をよく聞き、その話を受け止め、「一緒に考えましょう」と共感的態度で接することが大切です。

そして、信頼関係を築きながら、児童生徒等の気になる行動について問題のみを伝えるのではなく、行動が起こった場面や行動の様子・頻度、それに対して行った支援、今後の対応方針等を丁寧に伝えるとともに、家庭でしてほしいこと、してほしくないことも伝えるなど共通認識に立った支援を図ることが大切です。

なお、保護者が気になる行動を認めない状態であっても、学校全体で共通認識に立ち、個別の指導計画の作成等の適切な支援を行っていくことが必要です。

実践紹介：保護者の参画による作成

広島北特別支援学校（特別支援教育授業改善推進事業 研究指定校）

「保護者の願い及び生活実態に関するアンケート」や外部指導者を招聘したアセスメント会議等の実施により個別の教育支援計画等の充実を図っています。

在籍児童生徒の保護者は、2月に「保護者の願い及び生活実態に関するアンケート」を記入するとともに、「個別の教育支援計画」の評価について、4月に「個別の教育支援計画」に基づいて作成された「個別の指導計画」について担任と協議します。そして、前期末及び後期末に「個別の指導計画」の評価について担任から説明を受け協議するなど、保護者が積極的に参画するシステムを構築し、個別の指導計画の充実を図るとともに、障害の特性に応じた指導に成果を上げています。

引用・参考文献

全国特殊学校長会編「盲・聾・養護学校における『個別の教育支援計画』」ジース教育新社、平成17年
広島県立広島北養護学校「平成17年度研究紀要第6号」平成18年

(問7) 学習指導案を作成するときには、どのようなことに気を付けるとよいのですか。

広島県教育委員会が作成した「盲・ろう・養護学校授業改善ハンドブック」(平成18年)では、学習指導案の様式参考例を示しています。その中で、表3に示すように12の事項のそれぞれについて具体的な記述内容を解説しています。

学習指導案の作成に当たっては、特に次のことを的確かつ具体的に記述することが大切です。

- 「4 単元（題材）設定の理由」の「幼児（児童）（生徒）観」においては、幼児児童生徒一人一人の実態
- 「7 本時の目標」の「全体の目標」「個々の目標」においては、幼児児童生徒一人一人の実態に基づいた目標
- 「9 学習過程」においては、目標を達成するための手立て

事 項	内 容
1 日時、場所	
2 学部、学年、学級	
3 単元（題材）名	
4 単元（題材）設定の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児（児童）（生徒）観 ・単元（題材）観 ・指導観
5 単元（題材）の理由	
6 指導計画〔全〇時〕	
7 本時の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・全体の目標 ・個々の目標（これまでの様子、目標）
8 準備物	
9 学習過程	<ul style="list-style-type: none"> ・学習活動 ・指導上の留意点（個別、全体）
10 評価の観点	
11 年間指導計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ねらい ・計画
12 教室内配置図	

留意事項① 実態の記述

「単元設定の理由」の「幼児児童生徒観」には、障害の状態や発達の様子、特性等とともに、単元に対する興味・関心や能力・技能、学習経験等を的確に把握し記述します。

特に、障害の状態、発達の様子等が記述されていなければ、授業の参観者は、授業者が設定している「単元観」や「指導観」が妥当であるのかどうかを判断することができません。

また、「学習過程」における課題に対する指導者側の手立ても妥当であるのかどうかを判断することができません。

留意事項② 目標の記述

「本時の目標」には、全体にかかる目標を記述し、「個々の目標」には、幼児児童生徒個々の「これまでの様子」「目標」を記述します。

「これまでの様子」については、単元に関する実態や障害の状態等の実態を端的に記述します。また、障害に基づく困難性だけを記述するのではなく、より適切な目標を設定するため「〇〇の支援を行うことにより、〇〇できる」という肯定的な表現をすることが重要です。その上で、個々の目標を具体的に記述します。

留意事項③ 手立ての記述

学習活動は同一でも課題は個々に応じて設定します。その課題に対する指導者の配慮事項を具体的に記述します。

幼児児童生徒が活動に見通しをもち、主体的に活動を行うとともに達成感を味わうことが大切です。言葉かけだけの配慮とならないよう、個々の実態に応じた補助用具の活用や写真・絵カード等の視覚的な手立て、安全への配慮などの具体的な支援内容を記述します。

また、ティーム・ティーチングの場合は指導者の誰が誰を指導するのかを示します。

引用・参考文献

広島県教育委員会「盲・ろう・養護学校 授業改善ハンドブック」平成18年

(問8) 障害の特性に応じてどのような配慮が必要ですか。

各教科等の指導に当たっては、障害の状態や特性等を十分に考慮し、特に次に示すことに配慮する必要があります。

視覚障害とは、視機能（視力、視野、色覚など）の永続的低下の総称です。視機能が低下していても、それが短期間に回復する場合や片眼だけに視機能の低下がある場合には、視覚障害とは言いません。視覚障害とは、視力障害、視野障害、色覚障害、光覚障害などを言います。

指導上の配慮事項

- 具体的な事物・事象や動作と言葉とを結び付けて、的確な概念の形成を図り、言葉を正しく活用できるようにする。
- 児童生徒の視覚障害の状態等に応じて、点字又は普通の文字の読み書きを系統的に指導し、習熟させる。なお、点字を常用して学習する児童生徒に対しても、漢字・漢語の理解を促すため、適切な指導が行われるようにする。
- 児童生徒の視覚障害の状態等によって学習上困難を伴う内容については、基本の理解を促す事項に重点を置いて指導する。
- 触覚教材、拡大教材等の活用を図るとともに、児童生徒がコンピュータ等の情報機器を活用して容易に情報の収集や処理ができるようになるなど、児童生徒の視覚障害の状態等を考慮した指導方法を工夫する。
- 児童生徒が空間や時間の概念を活用して学習場面の状況を的確に把握できるようにし、見通しをもって意欲的な学習活動を展開できるようにする。

聴覚障害とは、聴覚機能の永続的低下の総称です。聴力障害、聴覚過敏、錯聴などが含まれますが、聴力障害がほとんどであるため、聴覚障害と言えば一般的に聴力障害のことを指しています。

指導上の配慮事項

- 体験的な活動を通して的確な言語概念の形成を図り、児童生徒の発達に応じた思考力の育成に努める。
- 児童生徒の言語発達の程度に応じて、主体的に読書に親しむ態度を養うように工夫する。
- 児童生徒の聴覚障害の状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置いて指導する。
- 補聴器等の利用により、児童生徒の保有する聴覚を最大限に活用し、効果的な学習活動が展開できるようにする。
- 視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やコンピュータ等の情報機器を有効に活用し、指導の効果を高めるようにする。
- 児童生徒の言語発達の程度に応じて、言葉による意思の相互伝達が活発に行われるよう指導方法を工夫する。

知的障害とは、発達期に起こり、知的機能の発達に明らかな遅れがあり、適応行動の困難性を伴う状態を言います。発達期以降の外傷性頭部損傷や老齢化に伴う知能低下などによる知的機能の障害とは区別されます。

指導上の配慮事項

- 児童生徒の実態等に即した指導内容を選択・組織する。
- 児童生徒の実態等に即した規則的でまとまりのある学校生活が送れるようにする。
- 社会生活能力の育成を教育の中心的な目標とし、身辺生活・社会生活に必要な知識、技能及び態度が身に付くよう指導する。
- 職業教育を重視し、将来の生活に必要な基礎的な知識や技能を育つようにする。
- 生活に結びついた実際的で具体的な活動を学習活動の中心にすえ、実際的な状況下で指導する。
- 生活の課題に沿った多様な生活経験を通して、日々の生活の質が高まるように指導する。
- 教材・教具を児童生徒の興味・関心の引くものにし、目的が達成しやすいように段階的な指導を工夫するなどして、学習活動への意欲が育つよう指導する。
- できるだけ成功体験を多くするとともに、自発的・自主的活動を大切にし、主体的活動を助長する。
- 児童生徒一人一人が集団の中で役割を得て、その活動を遂行できるよう工夫するとともに、発達の不均衡な面や障害への個別的な対応を徹底する。

肢体不自由とは、教育的には、上肢、下肢又は体幹の運動・動作の障害のため、起立、歩行、階段の昇降、椅子への腰掛け、物の持ち運び、机上の物の取扱い、書写、食事、衣服の着脱、用便など、日常生活や学習上の運動・動作の全部又は一部に困難があることを言います。

医学的には、発生原因のいかんを問わず、四肢体幹に永続的な障害があるものを言います。

指導上の配慮事項

- 児童生徒の身体の動きの状態や生活経験の程度等を考慮して、指導内容を適切に精選するとともに、その重点の置き方や指導の順序等を工夫する。
- 身体の動きやコミュニケーション等に関する内容の指導に当たっては、特に自立活動における指導との密接な関連を保つようにし、学習効果を一層高めるようにする。
- 児童生徒の身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助用具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにする。

病弱とは、病気にかかっているため、体力が弱っている状態を表します。病弱という言葉は医学用語ではなく、常識的な意味で用いられており、一般に学校教育の立場から、病気が長期にわたっているもの、又は長期にわたる見込みのあるもので、その間継続して医療又は生活規制を必要とする状態を言います。

身体虚弱とは、身体が弱いという状態を表します。身体虚弱という言葉も医学用語ではなく、健康や丈夫という言葉に対する比較として用いられる常識的な一般的用語です。

指導上の配慮事項

- 児童生徒の授業時数の制約等の状況に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くとともに、各教科等相互の関連を図るなどして、効果的な学習ができるようにする。
- 健康状態の改善等に関する内容の指導に当たっては、特に自立活動における指導との密接な関連を保つようにし、学習効果を一層高めるようにする。
- 児童生徒の身体活動の制限の状態等に応じて、教材・教具の工夫やコンピュータ等の情報機器の有効な活用を図るなどして、指導の効果を高めるようにする。
- 児童の病気の状態等を考慮し、学習活動が負担過重とならないようにする。

学習障害（LD）とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはありませんが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものです。その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されますが、視覚障害、聽覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではありません。

注意欠陥多動性障害（ADHD）とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものです。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されます。

高機能自閉症とは、3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものを言います。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されます。

指導上の配慮事項（共通）

- 学習開始時に黒板の定位位置に本時の流れや到達目標を示すなど、学習活動の見通しをもたせる。
- 絵や写真等を用いた教材・教具の活用、学習ルールを掲示するなど、見て理解する力が優れていることを活用する。
- 注目箇所を強調する板書計画、教室内の掲示物の精選及び机上の整理をする。
- 短い言葉で個別的に指示する。
- スモールステップで課題を設定して成就感を味わわせ、ほめる場面を多くして自尊心及び自己肯定感を高める。

LD等の障害特性に応じた
指導上の配慮事項について
は『笑顔のために』を、「言
語障害」「情緒障害」の定義
及び指導上の配慮事項につ
いては『就学指導資料』を参
考にしてください。

引用・参考文献

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「就学指導資料」平成14年

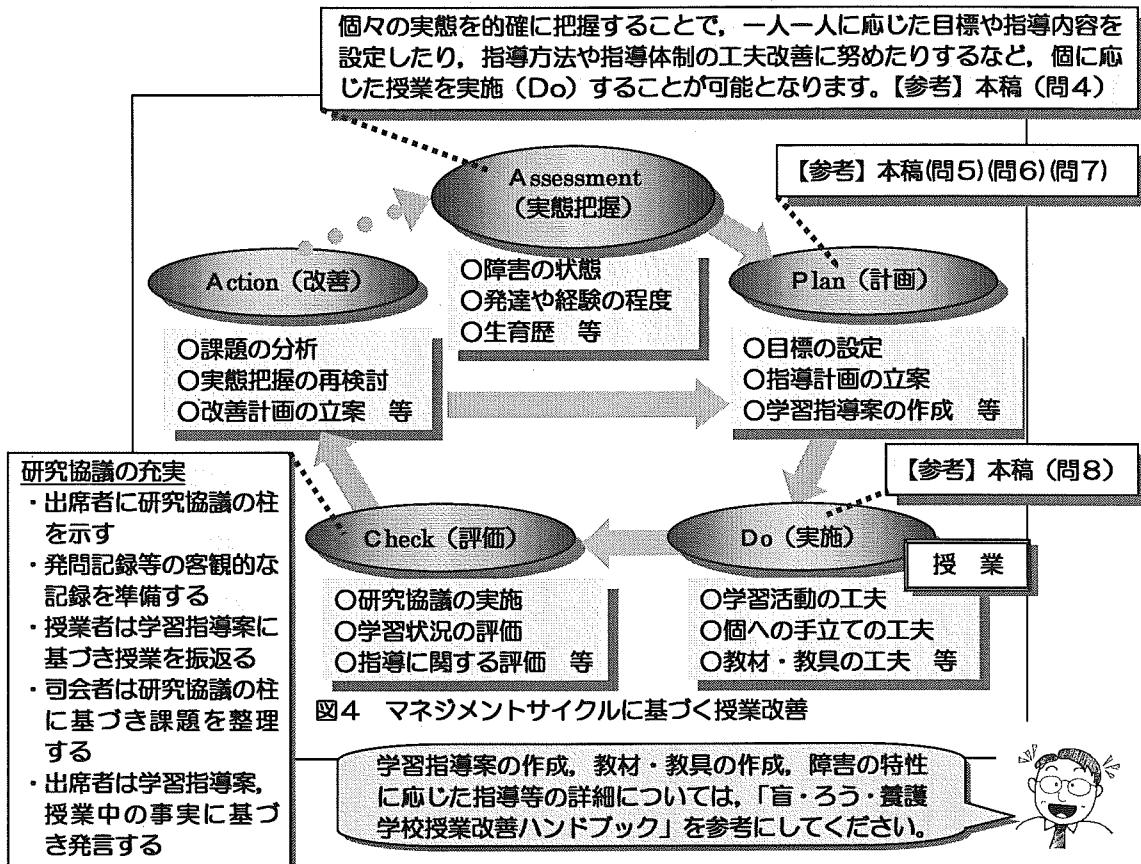
文部科学省「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」平成16年

文部省「盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領（平成11年3月）解説 一各教科、道徳及び特別活動編一」東洋館出版社、平成11年

平成15・16年度広島県特別支援教育推進体制モデル事業調査研究運営会議「笑顔のために」平成17年

(問9) 個に応じた授業づくりを進めるためには、どのようなことに気を付けるとよいのですか。

障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を充実するためには、図4に示すようにマネジメントサイクル（A・P・D・C・A）に基づいた授業改善を計画的・継続的・組織的に進めることが大切です。



実践紹介：重度・重複障害のある児童生徒に対する個に応じた自立活動の工夫

広島特別支援学校（特別支援教育授業改善推進事業 研究指定校）

「重度・重複障害のある児童生徒に対する自立活動の指導及び教育課程の編成の在り方」を研究テーマとして、三つの柱で研究を進めています。

- ① 訪問教育におけるテレビ電話の活用（テレビ電話及びコミュニケーション支援機器を活用した訪問教育の実践研究）
 - ② 教材・教具の工夫（児童生徒が主体的に生き生きと活動するための教材・教具の開発を進めながら授業改善の実践研究）
 - ③ 自立活動の指導内容及び指導方法の研究（障害の状態や発達段階に応じた自立活動を中心とした教育課程の実践研究）
- ①については、障害のため通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対して、教員を家庭に派遣して教育を行う場合に、図5に示すようなテレビ電話システムをつくり指導を行っています。

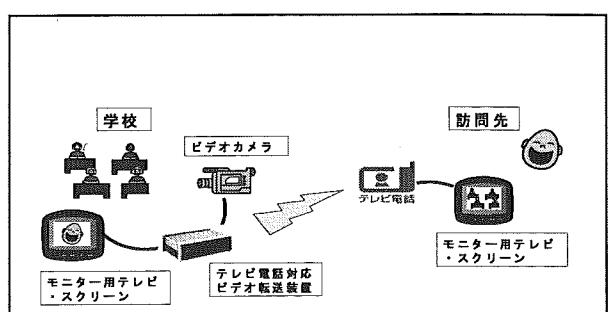


図5 テレビ電話システムによる訪問教育の指導

実践紹介：個に応じた授業改善の工夫

神石高原町立油木小学校（平成18年度特別支援教育授業改善推進事業 研究指定校）

児童の実態に基づき研究のサブテーマを設定し、研究のメインテーマ・サブテーマに迫るため、授業改善の工夫の観点を設定しました。さらに、設定した観点ごとに具体的な取組みの方法等を明らかにした上でそれらを学習指導案に示し、個に応じた指導の充実に取り組み、成果を上げています。

【研究のメインテーマ】障害児学級における教育課程の編成及び障害の状態等に応じた指導の在り方

学級	たんぽぽ学級（情緒障害障害児学級）	ひまわり学級（知的障害障害児学級）
研究のサブテーマ	児童が活動に見通しをもち、意欲的に学習に取り組む授業づくり	一人ひとりが自分の学習課題に取り組み、課題解決する授業づくり
サブテーマ設定の理由	児童は新入生1名で、新しい場所に行ったり次にすることが分からなかつたりすると不安になりやすい。そのために生活に慣れることができることが大切である。そこで、安心して生活や学習に取り組める環境づくりが大切だと考えた。学習では、活動のパターンを知らせることにより見通しをもたせれば意欲的に学習に取り組むことができるであろうと考えた。	児童3名は、一人ひとり実態が異なっている。そのため、学習では個に応じた課題と、それに対する支援が必要である。個に応じた支援を工夫することにより、一人ひとりが自分の学習課題に取り組み、課題解決することができるであろうと考えた。
授業改善の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ○ 視覚的支援の工夫 <ul style="list-style-type: none"> ・場所や場面を明確にすることにより、今しなければならないことを分かりやすく示す。 ・活動内容や方法、手順等を実演や写真・絵・文字などを使って分かりやすく示す。 ・注目しやすいように、大切なことに限定した提示の仕方をする。 ○ 活動の見通しがもてる工夫 <ul style="list-style-type: none"> ・事前に活動の内容や順番を示す。 ・手順表などの手がかりを使い、何をすればよいのかを具体的に示す。 ・活動の終わりを明確にする。 ○ 意思を伝えやすくする工夫 <ul style="list-style-type: none"> ・指導者が児童の理解できる言葉で、大切な内容を整理して伝える。 ・簡単な決まり文句を伝えて、適切な場所や場面でそれらを使えるようにする。 ・具体物や写真・絵・文字などを使って言語理解の促進を図る。 ・主語と述語のある文章で表現させる。 ○ 感覚刺激への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・物音、人の声、雑音等の聴覚的な刺激の調整をする。 ・気になる物は事前に取り除いておく。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学習の流れの提示 <ul style="list-style-type: none"> ・1時間の学習の見通しがもてるように、学習の流れを教室に提示する。 ・学習の中で、今何をしているのか意識させる。 ○ 意欲づけ（内発的動機づけ） <ul style="list-style-type: none"> ・必然性があり、興味・関心のもてる課題の提示を工夫する。 ・係の児童が進行し、児童間の関わりをもつことで、自分たちで学習していくという意識をもつように促す。 ・できた・やったという成功感・成就感の体験や成功感の想起を促す。 ○ 個に応じた課題設定の工夫 <ul style="list-style-type: none"> ・細かいステップで段階を追ったものを設定する。 ・自分のめあてを意識できるように個に応じて分かりやすく提示する。 ○ 個の課題に合った手だての工夫 <ul style="list-style-type: none"> ・何をすれば課題解決できそうか見通しをもった上で学習を始める。 ・目標に迫るような発問を工夫する。 ・課題解決に向けて自己選択・自己決定できるようにする。 ・見て分かる分かりやすい評価をする。 ・言語技術（主語と述語、結論から理由、ナンパリング）や関わり発言を身に付けるように指導し、自分の考えを発表する手段となるように促す。 ○ 教材・教具の工夫 <ul style="list-style-type: none"> ・既習学習を活かす ・一人ひとりの目標が達成できるものを準備する。

引用・参考文献

広島県教育委員会「盲・ろう・養護学校授業改善ハンドブック」平成18年

神石高原町立油木小学校「平成18年度特別支援教育授業改善推進事業のまとめ」平成19年

(問10) 特別支援学級で使用する教科書の選定・採択に当たっては、どのようなことに気を付けるとよいのですか。

小・中学校の特別支援学級における教科書は、教育課程に基づき、文部科学大臣の検定を経た教科書（以下「検定済教科書」という。）、文部科学大臣が著作の名義を有する教科書（以下「著作教科書」という。）及び学校教育法第107条の規定による教科書（以下「107条図書」という。）を使用します。

学校が教科書の選定を行い、設置者である教育委員会が採択を行うに当たっては、教科書は学校教育において教科の主たる教材として使用される重要なものであることを踏まえ、学習指導要領に則り、教育目標の達成上、児童生徒に最も適切な教科書を十分な調査研究に基づき選定・採択する必要があります。

なお、小・中学校の特別支援学級における107条図書の使用は、特別な教育課程を編成する場合で検定済教科書を使用することが適当でない場合に限られます。図6に、知的障害特別支援学級における教科書の使用の一般的な形態を示しています。107条図書を選定するに当たっては、下学年用の検定済教科書又は著作教科書（特別支援学校知的障害者用）の選定を十分考慮することが必要です。

下学年用の検定済教科書を使用する場合は、中学校の特別支援学級において小学校用の検定済教科書を使用する場合を含め、当該採択地区内の小学校又は中学校で使用している教科書と同一の教科書を使用することとなります。

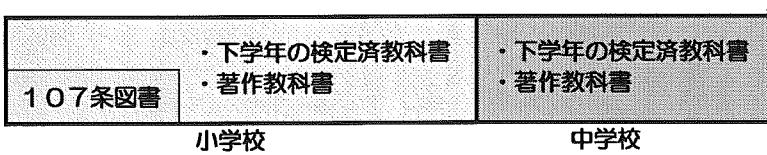


図6 知的障害特別支援学級における教科書の使用の一般的な形態

留意事項① 著作教科書（特別支援学校知的障害者用）の選定・採択

著作教科書（特別支援学校知的障害者用）には、小学部は国語、算数、音楽、中学部は国語、数学、音楽があります。知的障害者を教育する特別支援学校的教育課程を参考に教育課程を編成した場合、小学校では、国語、算数、音楽については小学部用の著作教科書を、中学校では、国語、数学、音楽については中学部用の著作教科書を使用することとなります。その際、使用学年及び使用順序に留意する必要があります。

使用学年

学習指導要領の内容に基づき、小学部用は「こくご☆」「こくご☆☆」「こくご☆☆☆」「さんすう☆」「さんすう☆☆(1)」「さんすう☆☆(2)」「さんすう☆☆☆」「おんがく☆」「おんがく☆☆」「おんがく☆☆☆」に分かれしており、第1学年から第6学年の間に教育課程に適合するよう使用することとし、使用開始学年及び使用年齢は指定していません。

中学部用は、「国語☆☆☆☆」「数学☆☆☆☆」「音楽☆☆☆☆」があり、第1学年から第3学年の間に教育課程に適合するよう使用することとし、使用開始学年及び使用年数は指定していません。ただし、1冊を1学年以上にわたって使用します。

使用順序

「こくご☆」「さんすう☆」「おんがく☆」の使用後に「こくご☆☆」「さんすう☆☆(1)」及び「さんすう☆☆(2)」「おんがく☆☆」を使用し、「こくご☆☆」「さんすう☆☆(1)」及び「さんすう☆☆(2)」「おんがく☆☆」の使用後に「こくご☆☆☆」「さんすう☆☆☆」「おんがく☆☆☆」を使用することとなっています。

なお、「さんすう☆☆(1)」「さんすう☆☆(2)」は1冊を分冊にしたものなので、2分冊を同時に給与し、2分冊を1学年以上にわたって使用します。

留意事項② 107条図書の選定・採択

- 107条図書は、毎年度異なる図書を採択することができますが、次の事項に特に留意するとともに、選定・採択した図書が完全に供給可能であるかどうかを十分確認しておくことが必要です。
- 児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）のものであること。
 - 可能な限り系統的に編集されるとともに、教科の目標に沿う内容をもつ図書が適切であり、特定の題材若しくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書の図鑑類、問題集等は適切でないこと。
 - 上学年で使用することとなる教科書との関連性を考慮するとともに、採択する図書の間の系統性にも配慮すること。
 - 教科用として使用する上で適切な体裁の図書を採択するようにし、ビデオテープ、CD、ジグソーパズル型、切り絵工作型など図書としての体裁をなしていないものは選定しないこと。
 - 価格については、あまり高額なものに偏らないこと。
 - 分冊本は採択しないこと（拡大教科書を除く）。

留意事項③ 107条図書の選定・採択

次のような図書は無償給与の対象となりません。

- 道徳における図書
- 後期用として給与すること（拡大教科書を除く）
- 教室への備え付けが目的の図書

留意事項④ 107条図書の選定・採択

- 特別支援学級において、知的障害者を教育する特別支援学校の教育課程を参考にして教育課程を編成した場合の「生活」「書写」「地図」「保健」「保健体育」等の取扱いは次のとおりです。
- 「生活」は全学年を通して実施する教科であり、各学年における採択は、第1学年が1種、第2学年・第3学年は2種まで、第4学年・第5学年・第6学年は3種まで採択することが可能です。
 - 「書写」については、知的障害者を教育する特別支援学校の場合、学習指導要領にその内容はありませんので、採択はできません。
 - 「地図」については、検定済教科書又は107条図書のいずれかを採択するにしても、検定済教科書の給与形態と同様に、小学部では第4学年、中学部では第1学年で採択し、継続使用となります。
 - 「保健」及び「保健体育」については、小学校第3学年から「保健」として、中学校第1学年から「保健体育」として107条図書の採択ができます。
 - 検定済教科書又は著作教科書と107条図書を併せて給与することはできません。例えば、中学校音楽の検定済教科書と一般図書の歌集とを併せて給与することはできません。

実践紹介：107条図書の調査研究

平成18年度、県立盲・ろう・養護学校においては、平成19年度使用の107条図書の調査研究について、知的障害のある児童生徒の実態を踏まえ、次のような観点等により進めました。

児童生徒の実態

- 知的機能及び適応行動の状態に応じた教育内容・方法が必要である。
- 学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくいことや、成功経験が少ないとことなどにより、主体的に活動に取り組む意欲が十分に育っていないことがある。
- 実際的な生活経験が不足しがちであるため、抽象的な内容より、実際的・具体的な内容の指導が効果的である。

教科書選定の観点

児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性及び発達段階に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）のものであること。

調査研究の観点

- 内容の特徴・程度
 - ・児童生徒の生活に結び付いた学習活動が展開できるような分かりやすい内容であり、学習指導要領に示されている各教科の目標・内容と適合しているか。
 - ・児童生徒の障害の状態及び発達段階に適合した内容であるか。
- 構成・配列・分量
 - ・児童生徒の興味・関心を高める構成・配列・分量となっているか。
 - ・内容が系統的・段階的に配列されており、無理なく学習することができるか。
- 表現・表記
 - ・絵や文字、配色等が児童生徒の興味・関心を高めるとともに、内容を理解しやすいよう工夫されているか。
- 印刷・製本
 - ・紙質や装丁、大きさは扱いやすく丈夫であるか。

参考文献

広島県教育委員会「平成19年度用学校教育法107条の規定による教科用図書選定資料」平成18年

引用・参考文献

【引用文献】

問 3

- (1) 文部科学省「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」平成 18 年, pp. 16-17
- (2) 神石高原町立油木小学校「平成 18 年度特別支援教育授業改善推進事業のまとめ」平成 19 年
- (3) 呉市立片山中学校「平成 18 年度広島県特別支援教育授業改善 公開研究会研究紀要」平成 19 年

問 4

- (1) 藤田和弘「アセスメント再考」『LD & ADHD No.10』明治図書, 2004, pp. 6-7
- (2) 辻誠一「特別支援教育のコツと技」2003, 日本文化科学社 pp. 62-72
- (3) 大川幸雄「知的障害児の主体的に学習に取り組む意欲を高める指導の在り方 —得意な能力を生かすことのできる教材教具の工夫を通して—」広島県立教育センター, 平成 17 年, 平成 17 年度(前期)教員長期研修研修発表会資料

問 5

- (1) 文部科学省「盲学校, 聾学校及び養護学校教育要領・学習指導要領(平成 11 年 3 月)」改訂版, 国立印刷局, 平成 16 年
- (2) 文部省「盲学校, 聾学校及び養護学校学習指導要領(平成 11 年 3 月)解説—各教科, 道徳及び特別活動編—」東洋館出版社, 平成 11 年
- (3) 文部省特殊教育課内特殊教育研究会編著「通級による指導の手引—解説と Q & A —」第一法規

問 6

- (1) 広島県立広島北養護学校「平成 17 年度研究紀要第 6 号」平成 18 年

問 7

- (1) 広島県教育委員会「盲・ろう・養護学校授業改善ハンドブック」平成 18 年

問 8

- (1) 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「就学指導資料」平成 14 年
- (2) 文部科学省「小・中学校における LD(学習障害), ADHD(注意欠陥/多動性障害), 高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(試案)」平成 16 年
- (3) 文部省「盲学校, 聾学校及び養護学校学習指導要領(平成 11 年 3 月)解説

－各教科、道徳及び特別活動編一』東洋館出版社、平成 11 年

問 9

- (1) 神石高原町立油木小学校「平成 18 年度特別支援教育授業改善推進事業のまとめ」平成 19 年

【参考文献】

- (1) 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「就学指導資料」平成 14 年度
- (2) 広島県教育委員会「平成 18 年度版就学指導の手引」平成 18 年
- (3) 広島県教育委員会「障害のある子どもと保護者のための教育相談ガイドブック」平成 18 年
- (4) 広島県教育委員会「一人一人が輝くために 小・中学校における障害のある児童のための支援体制づくり」平成 18 年度
- (5) 全国特殊学校長会編「盲・聾・養護学校における『個別の教育支援計画』」ジアース教育新社、平成 17 年
- (6) 平成 15・16 年度広島県特別支援教育推進体制モデル事業調査研究運営会議「笑顔のために」平成 17 年
- (7) 広島県教育委員会「平成 19 年度用学校教育法 107 条の規定による教科用図書選定資料」平成 18 年